

平成25年度事業マネジメントシート（選択・集中プログラム）

緊急課題解決 10

地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

プロジェクトの目標

恒久的な対策が必要な不適正処理事案について、生活環境保全上の支障除去等に早期着手とともに、継続的なモニタリングが必要な事案については、引き続き安全性を確認し、県民の皆さんの暮らしの安全・安心が高まっています。

また、こうした不適正処理事案の発生を未然に防止し、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、排出事業者に対し処理責任を果たす取組を進め、不法投棄を許さない社会づくりが進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 ＊	A (進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標である4事案全てについて行政代執行に着手したことから「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標達成 状況	27年度 目標値 実績値
	1件	3件	4件	1.00	4件
不適正処理事案における支障除去の着手件数	2件		4件		4件

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	過去の不適正処理4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復に着手した件数
26年度目標値の考え方	平成25年度までに4件全て着手しました。今後とも、着実な事業の進捗をはかります。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標達成 状況	27年度 目標値 実績値
		1件	3件	4件	1.00	4件
1 「不適正処理事案」を早期に解決するために	不適正処理事案における支障除去の着手件数（累計）	1件	2件	4件		
2 「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために	処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合	3% (23年度)	10% (24年度)	25% (23年度)	1.00 (25年度)	33% (26年度)

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	336	1,307	3,391	

平成 25 年度の取組概要

【実践取組 1 「不適正処理事案」を早期に解決するために】

- ① 産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある 4 事案全てについて、産廃特措法に基づく国の支援を得て恒久対策に着手。各事案の状況は以下のとおり。
- ・四日市市大矢知・平津事案については、廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土及び排水対策を実施する計画。
平成 25 年度は、処分場入口側の調整池や処分場天端部への進入路の設置工事に着手。
 - ・桑名市源十郎新田事案については、P C B (ポリ塩化ビフェニル) や V O C (揮発性有機化合物) を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施する計画。
平成 25 年度は、鋼矢板による囲い込み工に一部着手し、集油管等による廃油の回収は引き続き実施。
 - ・桑名市五反田事案については、地下水の浄化措置を継続しつつ、1, 4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施する計画。
平成 25 年度は、対策区域への工事用車両進入用の仮橋設置及び掘削廃棄物等の選別・ストックヤードの造成工事を実施。次に掘削・除去の本体工事に着手。
 - ・四日市市内山事案については、霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施する計画。
平成 25 年度は、霧状酸化剤の注入対策を引き続き実施するとともに、第二段階である整形覆土工の準備を実施。
- ② 繼続的なモニタリングが必要な他の事案について、水質等の分析を実施。
- ③ 行政代執行費用の徴収及び排出事業者等の責任追及を引き続き実施。

【実践取組 2 「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために】

- ① 不適正処理を未然に防止するため、環境技術指導員がマニフェスト発行件数の多い事業者や、電子マニフェストの導入が進んでいない事業者を重点的に訪問し、効率的・効果的な方法により、電子マニフェストと優良認定処理業者の活用を促進（訪問対象事業者 408 社はすべて訪問済み）。
- ② 産業廃棄物排出事業者団体（三重県産業廃棄物対策推進協議会）への働きかけを行い、自主的な取組を求めるとともに、電子マニフェストの加入料助成の継続と操作体験研修会及び運用相談会の開催により、更なる普及促進を実施（加入料助成：助成対象 98 件、操作研修会：全 20 回開催、運用相談会：全 3 回開催）。
- ③ 産廃処理業者においても電子マニフェストや優良産廃処理業者認定制度の取組が必要であるため、三重県産業廃棄物協会と緊密に連携して優良認定処理業者の育成に取り組むことに加え、産廃処理業者を対象としたセミナーを開催。
- ④ 産廃処理業者が優良認定を取得する際のインセンティブとなるような仕組みづくりについて、環境配慮契約法上の国の優良業者活用方策を把握しつつ、関係部局と検討。

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

【実践取組1「不適正処理事案」を早期に解決するため】

- ① 産業廃棄物が不適正処理された4事案全てについて、恒久対策に着手しました。産廃特措法の期限である平成34年度までに完了させる必要があります。各事案の状況は以下のとおりです。
 - ・四日市市大矢知・平津事案については、処分場入口側の調整池及び処分場天端部への進入路の設置工事に着手し、他の工事で発生した残土の受け入れを実施しました。今後の施工にかかる土地について、用地買収等を行っていく必要があります。
 - ・桑名市源十郎新田事案については、集油管等による廃油回収を実施するとともに、廃油の滲出リスクの高い箇所について、囲い込み工を一部先行して実施しました。当該事案は河川区域内であり、原則的に非出水期の施工に限定されるため、適切な工事進捗を図っていく必要があります。
 - ・桑名市五反田事案については、選別・ストックヤードの造成工事等が完了し、廃棄物等の掘削・除去の本体工事に着手しました。対策区域に民家が隣接するため、施工時には周辺環境対策に留意していく必要があります。
 - ・四日市市内山事案については、霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入対策により、硫化水素の濃度は低下しています。今後、霧状酸化剤の注入対策から整形覆土工へ移行する時期を適切に判断する必要があります。
- ② 継続的なモニタリングが必要な他の事案について、水質等の分析を実施しました。
- ③ 行政代執行費用の徴収は、国税滞納処分の例によることとなっており、原因者の財産調査等を隨時、実施しました。なお、四日市市大矢知・平津事案については4,300万円余を収納しました。また、排出事業者等の責任追及を引き続き実施していく必要があります。

【実践取組2「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために】

- ① 環境技術指導員がマニフェスト発行件数の多い事業者等を優先的に訪問した結果、平成25年4月から平成26年3月末の期間に、電子マニフェストと優良認定処理業者を利活用している多量排出事業者等が95事業者増加し、全体で238事業者となりました。事業者の理解を得るために、県内の電子マニフェストを活用している事業者の事例集を作成して未利用事業者への普及促進ツールとして活用しました。一方で、複数回訪問して説明をしても理解がすすまない事業者もあります。
- ② 排出事業者団体の三重県産業廃棄物対策推進協議会で利活用について働きかけを行うとともに、電子マニフェスト操作体験研修会、運用相談会及び加入料助成を実施（国等への要望の結果、平成26年1月1日から無料化）することにより、電子マニフェストの普及促進に繋がったところであります、引き続き取組が必要です。
- ③ 三重県産業廃棄物協会に設置された優良事業者評価推進専門部会と、優良認定の取得促進に向けた今後の取組方向や課題について協議を行いました。また、国に対して優良産廃処理業者認定制度の申請が随時可能となるよう要望してきたところ、平成25年8月末に、許可更新を待たずに申請が可能となる制度に改善されました。さらに、業界とともに優良認定の促進を働きかけるためのセミナーを開催しました。
- ④ 県自らが優良認定処理業者を活用する仕組みづくりについては、環境配慮契約法上の優良認定処理業者活用方策の検討に着手しました。現状、優良認定処理業者数が少ない状況にあり、今後、優良認定処理業者数の増加状況を見据えつつ、活用の検討を進める必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

【実践取組 1 「不適正処理事案」を早期に解決するために】

- ①産業廃棄物が不適正処理された 4 事案全てについて、地域の暮らしの安全・安心を確保するため、実施計画に基づいて着実に恒久対策を実施します。各事案の取組内容は以下のとおりです。
- ・四日市市大矢知・平津事案については、用地の確保を行ない、中溜池側の調整池及び管理用道路の設置工事に着手します。
 - ・桑名市源十郎新田事案については、鋼矢板の追加設置及び一部掘削を伴う廃油の回収・処理の本体工事に本格着手します。限られた施工期間に対応できるよう、適切な進捗管理に努めます。
 - ・桑名市五反田事案については、周辺環境対策に十分留意し、廃棄物等の掘削・除去の本体工事を引き続き実施していきます。
 - ・四日市市内山事案については、第 2 段階の整形覆土工に着手します。整形覆土工の着手に当たっては、霧状酸化剤の注入による硫化水素発生抑制対策の効果を十分考慮して時期を判断します。
- ②継続的なモニタリングが必要な他の事案について、引き続き水質等の分析を実施します。
- ③代執行費用の徴収については、原因者の財産調査等を引き続き実施します。また、排出事業者等の責任追及についても引き続き取り組みます。

【実践取組 2 「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために】

- ①電子マニフェストと優良認定処理業者の利活用が進んでいない業界を中心に環境技術指導員が個別訪問し、電子マニフェストの利用事例集やタブレット端末を使用するなど、理解を得やすい方法により、電子マニフェスト等の利活用を一層促進します。
- ②電子マニフェスト利用の操作体験研修会や運用相談会を実施するなど、事業者への電子マニフェスト制度の導入を促進します。
- ③業界団体と連携し、産廃処理業者を対象として優良認定取得に関する説明会を開催するなど優良認定の取得を促進します。
- ④県自らが優良認定処理業者を活用する仕組みづくりについて、優良認定処理業者数を踏まえながら関係部局と引き続き検討を進めます。